

事業評価シート

担当課・室長：環境影響評価課長

事業名	環境影響評価制度等の実施
上位施策名	環境影響評価等
1 事業の概要	<p>我が国の環境影響評価制度の中心をなす「環境影響評価法」について、新たに導入した方法書手続等、制度の円滑・適切な実施のため、情報提供や技術手法の開発等制度の充実を図るとともに、同法に基づき個別の案件について環境大臣意見の提出などを行う。</p> <p>また、制度のあり方については、2年間の施行を踏まえ、見直しも含め不断に検討を行う。</p> <p>公告・縦覧等住民への周知方法や説明会の運営方法等の実施状況を把握する。</p> <p>法律と地方公共団体の条例・要綱との間の手続き上の調整について指導するとともに、地方公共団体の環境影響評価制度について把握する。</p> <p>現在法律の対象事業とされていない開発事業について、近年における件数、規模、既存の環境関連情報の収集、整理等を行う。</p> <p>環境影響評価業務に携わる民間調査機関の実態を把握し、従事する民間技術者の資質向上等を図る。</p> <p>工場立地法に基づき、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、公害の防止に関する調査等を行う。</p>
2 進捗状況	<p>平成9年6月に、新たな制度として「環境影響評価法」が成立し、法施行に必要な政省令等の整備を行い、平成11年6月から全面施行となった。現在、法の全面施行から2年が経過し、環境影響評価法に基づき、経過措置案件を含め98件の手続が実施された。</p> <p>また、法の円滑な推進のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、アセスに係る技術手法の向上、環境影響評価の適正な審査などを実施している。</p> <p>平成13年1月の省庁再編により、環境保全の観点からの工場立地の規制に関する基準等の策定と当該規制の実施について、経済産業省と共管となった。</p>
3 評価	<p>平成9年の法施行時より、概ね本制度は適切に施行されてきた。制度的な観点からは、平成14年は法制定、基本的事項策定から5年、全面施行から3年という節目であり、制度を点検して基本的事項の見直し等を行う。</p> <p>なお、より適切な環境影響評価を実施していくためには、制度全般において、次のような課題がある。</p> <p>対象事業については、地方公共団体の条例で新たに対象事業を追加する動きや市民等から寄せられる要望等があり、情報の収集や検討が必要。</p> <p>方法書等の新たに取り入れた手続や関係者間のコミュニケーションのあり方などについて、必ずしも新制度の趣旨が十分反映されていないとの声もあり、法の実施状況の把握や啓発が必要。</p> <p>環境影響評価業務に従事する民間技術者の能力や信頼性の向上は、アセスメントの質の向上にとって重要な課題であり、検討が必要。</p> <p>地方公共団体においては、すべての都道府県政令指定都市でアセス条例がつくられたところであるが、これらはアセス法と密接に関連し</p>

	<p>ており、今後条例の運用等について助言や情報交換を行う等連携を図る必要がある。</p> <p>よりの確なアセスを推進する観点からも、過去に行ったアセスにおける予測の妥当性、アセスで想定された対策の実施状況など、アセス対象案件のフォローを行い、環境保全上の成果を評価することが必要。</p> <p>工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地法に基づく公害の防止に関する調査等、各種情報の整備を行うことが必要。</p>
4 予算事項	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価制度等推進費
5 対応副施策等	

